

取手地方公平委員会  
特 別 会 計

## 1 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると定められている。当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置され、2市1町4一部事務組合により運営されている。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、及び必要な措置をとること。②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。③職員の苦情処理をすること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

## 2 歳入の状況

歳入決算額は、920千円であり、全て前年度繰越金となっている。

負担金は、取手地方公平委員会規約により関係団体が分担することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響による総会の書面開催、研究会の中止等に伴い繰越金が発生している状況を踏まえ、令和5年度は徴収しなかった。

## 3 歳出の状況

歳出決算額は、446千円となっている。

### 1 総務費

#### 1 総務費 1 委員会費

[担当：監査委員事務局] P.195

7001 公平委員会事務に要する経費 149,383円（63,790円）

[一財 149,383円]

#### ○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金、諸会議負担金及び図書追録代等の消耗品費

が主な支出である。

連合会名	年会費	諸会議負担金
全国公平委員会連合会	9,000 円	15,500 円
全国公平委員会連合会関東支部	18,000 円	20,000 円
茨城県公平委員会連合会	徴収なし	徴収なし
合計	27,000 円	35,500 円

[担当：監査委員事務局] P.195

7201 公平委員報酬等に要する経費 296,140 円 (49,200 円)

[一財 296,140 円]

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び旅費が主な支出である。

報酬額 委員長 9,000 円/日

委員 8,400 円/日